



無配当 無解約払戻金型一時金方式がん保険

契約概要 / 注意喚起情報

必ずご一読の上、大切に保管してください。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分に分かれています。

契約概要

1. 商品のしくみと保障について

商品の特征としくみ	2
保険料払込免除	3
保障内容に関する注意事項	4

2. 契約時に確認いただきたいこと

解約払戻金	5
配当金・満期保険金	5
その他の注意事項	5
定期型から終身型への切替え	5

注意喚起情報

1. 告知に関する重要事項

告知義務	8
正しく告知しなかった場合	9
新たな保険に契約し直す場合	9

2. 申込みについて

申込みの撤回等(クーリング・オフ制度)	10
保障の開始(責任開始)	10

3. 契約後について

保険料の払込みが困難になった場合	12
解約と解約払戻金	13

4. 保険金・給付金等の請求について

請求の手続き	14
お支払いできない場合	15
保険金額・給付金額等の削減	16
生命保険契約者保護機構	16

5. 相談等の窓口について

相談窓口・苦情の申出先	17
-------------	----

個人情報の取扱い(抜粋)

18

契約概要

- 「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特に確認いただきたい事項**を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。保障内容に関する詳細、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。

引受保険会社

名称:オリックス生命保険株式会社

住所:〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-2
大手町プレイス イーストタワー

電話番号 (お客さま相談窓口):0120-227-780

ウェブサイト:<https://www.orixlife.co.jp/>

1

商品のしくみと保障について

商品の特徴としくみ

「がん保険Wish[ウィッシュ]」は、がんになった場合にまとまった一時金を確保することができる保険です。一定期間の保障が得られる「定期型」と、一生にわたり保障が継続する「終身型^{*1}」があります。

*1「終身型」は、「定期型」からの切替えのみ取扱います。

この商品における「がん」とは約款所定のがんをいい、「悪性新生物」とは約款所定の悪性新生物（「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外）をいいます。

■ 契約例（定期型・年満了の場合）

がん一時金額100万円、悪性新生物初回診断一時金特約300万円、がん先進医療特約（2018）付加の場合



■ 契約例（定期型・歳満了の場合）

がん一時金額100万円、悪性新生物初回診断一時金特約300万円、がん先進医療特約（2018）付加の場合



*2 あらかじめ付加されています。

※契約いただく一時金額・給付金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法（払込回数=月払・半年払・年払、払込経路=口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・振込扱等）については、申込書または申込画面のとおりとなりますのでご確認ください。

■ 保障内容

	名称	一時金・給付金名称	支払事由の概要	支払額	支払限度
主契約	無配当 無解約払戻金型 一時金方式 がん保険	1 がん一時金	がん責任開始日以後、つぎのいずれかに該当したとき 初回:初めてがんと診断確定されたとき* 2回目以降:診断確定されたがんの治療を目的として入院を開始したとき	がん一時金額	支払回数無制限 (ただし、1年に1回を限度)
		2 悪性新生物 初回診断一時金	悪性新生物責任開始日以後に初めて悪性新生物と診断確定されたとき* (「上皮内新生物」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外)	悪性新生物 初回診断一時金額	保険期間を通じて 1回のみ
特約	がん先進医療 特約 (2018)	3 がん先進 医療給付金	がん責任開始日以後に生じたがんを直接の原因として約款所定の先進医療による療養を受けたとき	先進医療にかかる 技術料と同額	通算2,000万円
		4 がん先進 医療一時金	がん先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	がん先進医療給付金の10%相当額	1回の療養につき 50万円限度

* 診断確定の根拠となった検査の実施日を、がん/悪性新生物と診断確定された日として取扱います。

※ がんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

※ 悪性新生物初回診断一時金特約の保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(悪性新生物責任開始日)より開始します。

※ 悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、悪性新生物初回診断一時金特約は消滅します。

■ 自動更新(定期型・年満了の場合)

- 定期型・年満了の場合には、保険期間が満了する2週間前までに申し出がない限り、そのときの健康状態にかかわらず、保険期間の満了日の翌日に、同一の保険期間、一時金額、給付金額で70歳まで自動的に更新します(新たな告知書の提出等の手続きは不要です)。
- 同一の保険期間で更新すると70歳をこえる場合には、70歳満了に変更して更新します。
- 主契約が更新される場合には、特約は主契約とともに更新します。
- 更新後の保険料は更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。

■ 保険料払込免除

不慮の事故により、その事故の日から180日以内に約款所定の身体障害の状態に該当したとき、または病気やケガで約款所定の高度障害状態に該当したときは、将来の保険料の払込みが免除されます。

※がん以外の原因による保険料の払込免除は責任開始日より保障します。

詳細は ▶ **ご契約のしおり**

1.しくみ-保険料の払込免除

4.契約後-一時金等を支払いできない場合

保障内容に関する注意事項

- がん責任開始日前にがん（または悪性新生物責任開始日前に悪性新生物）と診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、保険契約・特約は無効となります。
- 被保険者が死亡した場合、主契約、特約とも保障は消滅します。またこの商品に死亡保険金はありません。

■ がん先進医療特約（2018）

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症（対象となる病気・症状等）および実施する医療機関（施設基準に適合する病院または診療所）が決められています。
- 医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とならないことがあります。
- 療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、がん先進医療給付金、がん先進医療一時金の支払いの対象とはなりません。
- がん先進医療一時金については、同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けた場合は、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。
- がん先進医療給付金の支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。

■ がん／悪性新生物の診断確定

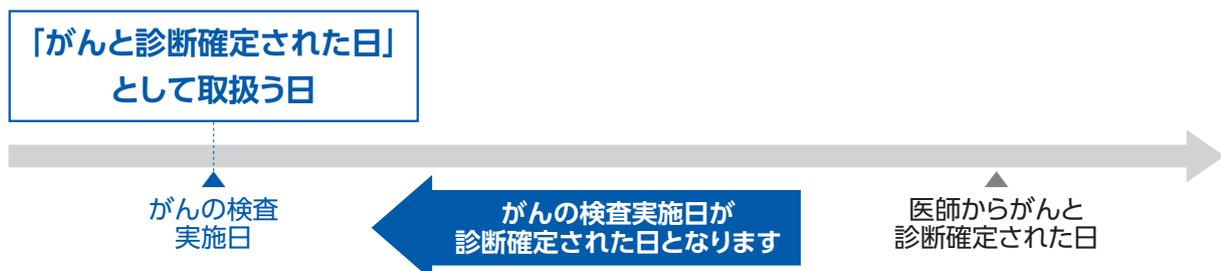
医師（または歯科医師）によって、病理組織学的所見（生検を含みます）*により診断確定されることをいいます。ただし、病理組織学的所見（生検を含みます）*が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

* 病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査による所見

■ がん／悪性新生物と診断確定された日

この保険では、診断確定の根拠となった検査の実施日を「がんと診断確定された日」「悪性新生物と診断確定された日」として取扱います。

※医師からがんと診断確定された日ではありません（医師からがんと告げられた日でもありません）。



詳細は	ご契約のしおり	1. しゅくみ-一時金等の支払い
		2. 特約-がん先進医療特約(2018)
		4. 契約後-一時金等を支払いできない場合

解約払戻金

この商品は保険期間を通じて解約払戻金はありません。

配当金・満期保険金

この商品に配当金・満期保険金はありません。

その他の注意事項

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取扱いません。

定期型から終身型への切替え

「定期型」の場合、保険期間の途中で、健康状態にかかわらず「終身型」に切替えることができます。「終身型」は「定期型」と異なり、保険期間および保険料払込期間が終身です。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」は、ご契約に際して特に注意いただきたい重要な事項や不利益となる事項を記載しています。契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・理解のうえ、お申込みください。
- 保険契約の内容に関する詳細は「ご契約のしおり／約款」に記載しています。あわせてご確認ください。
- 告知に際して特に注意いただきたい事項を「**1** 告知に関する重要事項」として抜粋しています。
保険契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、告知書を記入または告知画面に入力いただく被保険者の方も必ずご確認ください。

告知義務

■ 事実を正確にお知らせください

保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務（告知義務）があります。告知は、生命保険の公平な引受判断のための重要事項です。

オリックス生命（以下「当社」）はご契約にあたって、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等についておたずねします。

以下の方法により事実をありのまま正確に、もれなくお知らせ（告知）ください。

- 診査を行わない保険契約の場合には、当社所定の「告知書」に記入、または当社所定の「告知画面」に入力してください。
- 診査を行う保険契約の場合には、当社指定の医師がおたずねする項目について、口頭でお知らせください。

■ 当社または医師に告知してください

告知受領権（告知を受ける権限）は当社（当社所定の「告知書」または「告知画面」を介して受領）および当社が指定した医師が有しています。当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）・生命保険面接士には告知受領権がなく、これらの者に口頭でお知らせいただいても、告知したことになりません。

■ 申込内容等について確認させていただく場合があります

保険契約の申込み後または保険金・給付金等の請求および保険料払込免除の請求の際、当社の社員または当社が委託した者が、申込内容や告知内容または請求内容等について確認させていただく場合があります。

■ 傷病歴等がある場合でも、保険契約をお引受けすることがあります

傷病歴・通院事実等、検査等での異常指摘がある場合でも、その内容や加入する保険種類によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「保険料の割増し」「保険金の削減」「特定疾病・特定部位の不担保」等の特別な条件をつけてお引受けすることもあります）。

※保険料の割増し等により、通常の保険よりも引受基準を緩和した保険商品も取扱っています。

正しく告知しなかった場合

■ 保険契約の解除や取消しをすることがあります

故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日を含みます）から2年以内であれば、**「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。**

- 保険金・給付金等の支払事由が生じていても、お支払いしません。
- 保険料の払込免除事由が生じていても、払込みを免除しません。
- お支払いする払戻金があれば、その金額を保険契約者にお支払いします。

ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由」と「告知義務違反の内容」に因果関係がないと確認された場合には、支払いまたは払込免除をすることがあります。

※責任開始日から2年経過後でも、支払事由または払込免除事由が2年以内に生じていた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。

告知義務違反の内容が特に重大な場合には、**「詐欺による取消」を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。**

この場合、保険金・給付金等の支払いや保険料の払込免除は行いません。また、既に払込まれた保険料の払戻しや解約払戻金の支払いもありません。

※告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも**取消しとなる場合があります。**

新たな保険に契約し直す場合

■ 不利益となる場合があります

- 「現在ご契約の保険契約の解約等」と「新たな保険契約の申込み」の時期が一致しない場合、**保障の空白や重複が生じる場合があります。**

例：①解約等の手続きが先行した場合：保障が一時的に途切れる場合があります。

②解約等の手続きが遅れた場合：保障および保険料の払込みが一時的に重複する場合があります。

※新旧の保険契約ともに当社の場合、保障の空白や重複を防止するお手続き方法があります。詳しくはカスタマーサービスセンターまたは募集代理店までお問い合わせください（保険契約によってはお取扱いできない場合があります）。

- 新たな保険に契約し直すことで、**不利益となる場合があります。**

例：・解約払戻金が払込保険料の合計額よりも少ない金額となる

・告知内容により条件が付くまたはお引受けできない

・正しく告知しなかったために新たな保険契約が解除または取消しになる

・責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合は保険金・給付金等を受取れない

・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う

・保険種類によっては契約当初の一定期間保障がない（例：がん保険は90日の待期間）等

※新たな保険に契約し直す場合も、**「告知に関する重要事項-正しく告知しなかった場合」**が適用されます。

- 現在の保険契約の内容を変更または新たな保険契約・特約を追加する方が、新たな保険に契約し直すよりも有利な場合があります。

申込みの撤回等（クーリング・オフ制度）

■ 申込みの撤回等を行うことができます

保険契約の申込日から、その日を含めて15日以内に申し出いただければ、書面等*により申込みの撤回または保険契約の解除を行うことができます。この場合、払込みいただいた金額を全額お返します。（利息はつきません。）

なお、以下の場合、申込みの撤回等はできません。

- 契約申込みのために医師の診査を受けた場合
- 保険契約者が団体等で一括式の保険証券を発行する場合
- 営業または事業のために締結する保険契約の場合

* 書面以外の方法で申込みの撤回等をされる場合の詳細はオリックス生命のウェブサイトでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

保障の開始（責任開始）

■ 生命保険契約の成立には当社の承諾が必要です

- 生命保険契約の成立には、お客さまからの保険契約の申込書（申込画面）および告知書（告知画面）にもとづく当社の承諾が必要です。

※当社の社員・生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

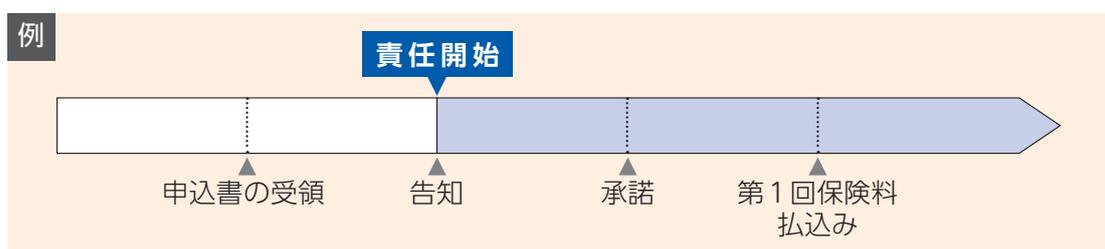
- 保険契約の保障が開始される時期を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

申込みから保障の開始までの流れは右ページをご確認ください。

<「責任開始に関する特約」が付加される保険契約の場合>

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、申込書の受領*または告知のいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。

- * 申込書の受領とは、当社または当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）が申込書を受領したときをいいます。
- 当社の生命保険募集人（生命保険代理店を含みます）所定の情報端末（タブレット等）を利用した申込みの場合は、情報端末で申込みをされたときをいいます。
- 電磁的方法（インターネット）によりご自身で申込みをされた場合は、当社が申込みに関する事項を受信したときをいいます。



第1回保険料の払込期間、払込猶予期間は以下のとおりです。

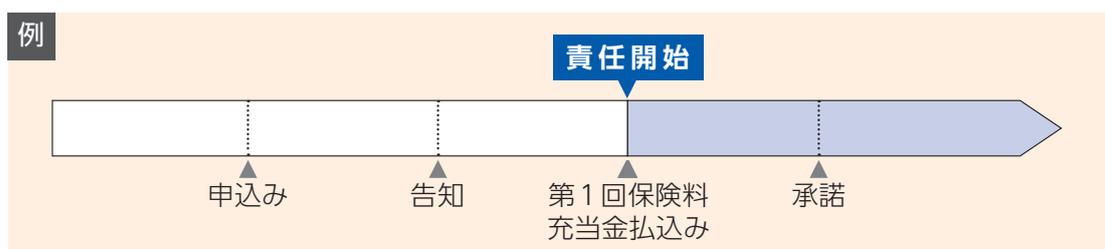
なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります。

- 払込期間：責任開始日から翌月末日まで
- 払込猶予期間：払込期間満了日の翌月初日から翌々月末日まで



<「責任開始に関する特約」が付加されない保険契約の場合>

当社が保険契約をお引受けすることを承諾した場合には、告知または第1回保険料（充当金）の払込みのいずれか遅いときから、保険契約上の責任を開始します。



※クレジットカードで払込みいただく場合には、当社がクレジットカードの有効性等の確認をしたときに第1回保険料（充当金）を払込みいただいたものとして扱います。

保険種類によっては、一部、責任開始日から一定期間は保障されない場合があります。

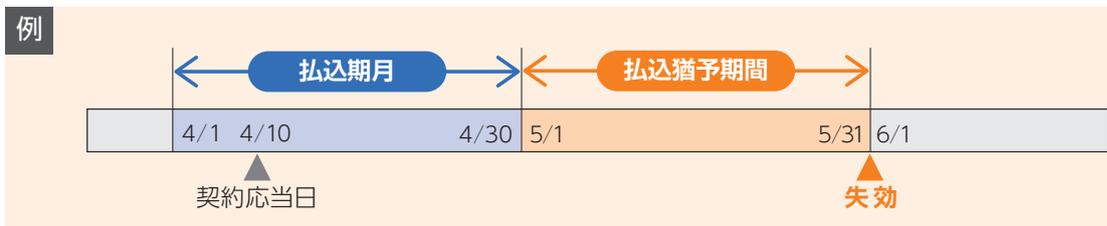
保険料の払込みが困難になった場合

■ 払込猶予期間内に払込みがない場合、保険契約は失効します

保険料は払込期月（保険料を払込みいただく月）内に当社へ払込みください。
 払込期月内に払込みの都合がつかない場合には、以下の払込猶予期間内に払込みください。
 なお、払込猶予期間満了日までに保険料の払込みがない場合、保険契約は効力を失います。
これを「失効」といいます。

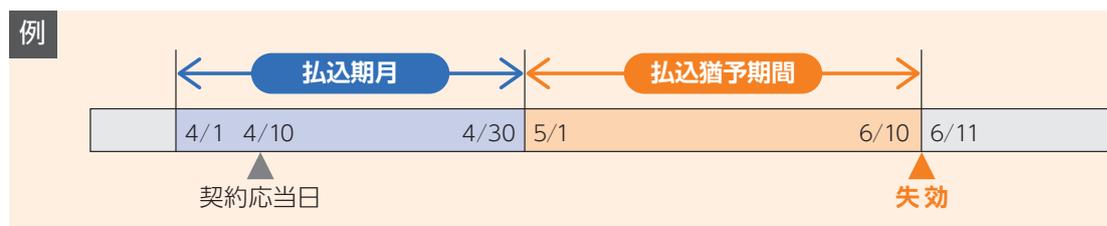
<保険契約が月払の場合>

- 払込期月：契約応当日（月ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から末日まで



<保険契約が半年払・年払の場合>

- 払込期月：契約応当日（半年払の場合は、半年ごとの応当日）の属する月の初日から末日まで
- 払込猶予期間：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで



■ 自動振替貸付が利用できます

あらかじめ申し出があり、かつ、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、当社が自動的に保険料を立替えて、保険契約を有効に継続させます（口座振替扱・クレジットカード払扱・団体扱・特別団体扱の場合、保険料率に変更され、保険料が割増しとなります）。

この場合、**当社所定の利率で利息がかかります（複利計算）**。

※保険料の自動振替貸付の取扱いがない保険種類もあります。

あわせてご確認ください ▶ **契約概要 P5** | 2. 契約時に確認いただきたいこと-その他の注意事項

■ 契約が失効しても復活を申し込むことができます

いったん失効した保険契約でも、一定の期間内（保険種類により異なります）であれば、保険契約の復活を申し込むことができます。

保険契約の復活を当社が承諾した場合には、未払込保険料の払込みおよび告知（保険契約によっては診査）がともに完了した日を復活日とし、保険契約上の保障を開始します。

※復活に際しても、「**1 告知に関する重要事項-告知義務／正しく告知しなかった場合**」に記載の内容が適用されます。

※被保険者の健康状態等によっては**復活できない場合があります**。

詳細は ▶ **ご契約のしおり** | 4. 契約後-保険契約の復活

■ 解約と解約払戻金

■ 解約払戻金は多くの場合、あってもごくわずかです

- 払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金・給付金等のお支払い、保険契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。
- 保険種類・保険期間・保険料払込期間・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、**特に契約後短期間で解約したときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- 解約払戻金をなくす、または、解約払戻金を抑制することで保険料を引下げる保険種類もあります。

詳細は ▶ **ご契約のしおり** | 4. 契約後-解約と解約払戻金

あわせてご確認ください ▶ **契約概要 P5** | 2. 契約時に確認いただきたいこと-解約払戻金

請求の手続き

■ 支払事由等が生じた場合すみやかにご連絡ください

- お客さまからの請求に応じて、保険金・給付金等をお支払いします。
支払事由が生じた場合だけでなく、支払いの可能性があると思われる場合や、不明点がある場合もすみやかにご連絡ください。
- 加入中の保険契約によっては、複数の種類の保険金・給付金等の支払事由に該当することがあります。不明点がある場合等にはすみやかにご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができなくなるおそれがあります。
保険契約者の住所を変更した場合には、必ずご連絡ください。
- 請求手続きについてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト <https://www.orixlife.co.jp/>

【契約内容に関する手続きやお問合せ】

カスタマー
サービスセンター

 0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

【保険金・給付金に関するお問合せ】

保険金・給付金
お問合せ窓口

 0120-506-053

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)

■ 指定代理請求を利用できます

- 被保険者が保険金・給付金等を請求できない約款所定の事情がある場合は、あらかじめ指定された被保険者の「戸籍上の配偶者または3親等内の親族」(指定代理請求人)が被保険者に代わって保険金・給付金等を請求することができます。
- 指定代理請求人も請求できない約款所定の事情がある場合は、被保険者の
(1) 戸籍上の配偶者、(2) 親または子、(3) 兄弟姉妹 の順位で代理請求を行うことができます。
※指定代理請求人に対し、支払事由の内容、および代理請求ができる旨をお伝えください。

※指定代理請求特約が付加されている場合。

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-指定代理請求特約

■ お支払いできない場合

■ 保険金・給付金等をお支払いできない場合があります

つぎのような場合には、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

- 支払事由に該当しない場合
例：責任開始時前の疾病や不慮の事故を原因とする場合 等
- 告知内容が事実と相違し、保険契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険契約または特約が重大事由により解除された場合
例：①保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こした場合
②保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 等
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合
- 保険契約の締結・復活・復旧にあたり、保険契約または特約が、詐欺により取消しとなった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的により無効となった場合
- 支払いの免責事由に該当した場合
例：①責任開始日から3年以内に被保険者が自殺した場合
②保険契約者、被保険者または受取人の故意・重大な過失による場合 等

詳細は [ご契約のしおり](#) 4. 契約後-保険金等*をお支払いできない場合

*保険種類によっては、「保険金等」の名称が、「給付金等」「年金等」または「一時金等」に変わります。

保険金・給付金等をお支払いできない場合についてはウェブサイトにも掲載していますのであわせてご確認ください。

[オリックス生命 ウェブサイト](#) <https://www.orixlife.co.jp/>

保険金額・給付金額等の削減

■ 保険金額・給付金額等を削減する場合があります

保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

生命保険契約者保護機構

■ 生命保険契約者保護機構に加入しています

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、保険契約時の保険金額・給付金額等を削減することがあります。

相談窓口・苦情の申出先

生命保険の手続きや保険契約に関する相談・苦情については、以下の窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口



0120-227-780

受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始休み)

当社の商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情を受付けています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にて受付けています。

生命保険協会 ウェブサイト <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っています。



個人情報の取扱い(抜粋)

オリックス生命(以下「当社」)は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。

■ 個人情報の取得

当社は、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報(氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等)を取得します。

■ 個人情報の利用目的

当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。

- (1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
- (2) 保険金・給付金等のお支払い
- (3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- (5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (6) その他保険に関連・付随する業務

■ 個人情報の提供

当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。

- (1) お客さまご本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産(法人の財産を含みます)の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 「個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
- (5) 個人情報を共同利用する場合
- (6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (7) その他の正当な理由がある場合

■ 再保険における個人情報の取扱い

当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

■ 情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を共同利用します。

- ・契約内容登録制度・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

■ 外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます)」を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置(注)を行います。

(注)個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認 ②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応(適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止)をいいます。

■ 機微(センシティブ)情報<要配慮個人情報を含む>の取扱い

医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報の利用目的を、業務の適切な運営の確保と、その他必要と認められるものに限定しています。また、機微(センシティブ)情報については、限定している目的以外では利用しません。

詳細は ▶ **ご契約のしおり**

5. 特に注意していただきたいことがら
 - お客さまの個人情報の取扱いについて
 - 他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

最新の個人情報の取扱いについては、ウェブサイトに掲載していますのでご確認ください。

オリックス生命 ウェブサイト「個人情報の取扱いについて(プライバシー・ポリシー)」▶ <https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/>

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

WEB約款のご案内

オリックス生命は、「ご契約のしおり／約款」をインターネット上で閲覧するWEB約款を推奨しています。

WEB約款のメリット

冊子のような収納スペースは要りません。

インターネット環境があれば、いつでもどこでも閲覧できます。

細かい文字も拡大して閲覧できます。

文字検索機能により、ご覧になりたい箇所を素早く見つかります。

- ※ 冊子の「ご契約のしおり／約款」を選択いただくこともできます。お気軽にお求めください。
- ※ ご契約の際に、冊子を希望するお申し出がない場合、WEB約款を選択いただいたものとしております。
- ※ ご契約後に冊子が必要となった場合は、オリックス生命 カスタマーサービスセンターにお申し出ください。

カスタマー
サービスセンター



0120-506-094

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00 (日曜・祝日・年末年始休み)
10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

WEB約款の閲覧方法

インターネット上でご覧いただく際の主な流れは以下のとおりです。



ご契約の際には「契約概要」「注意喚起情報」
「ご契約のしおり／約款」を必ずご確認ください。

保険契約の申込み承諾後に保険証券をお送りします。
大切に保管してください。

カスタマーサービスセンター

 **0120-506-094**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、契約者ご本人からご連絡ください。

保険金・給付金お問合せ窓口

 **0120-506-053**

受付時間 月曜～土曜 9:00～18:00(日曜・祝日・年末年始休み)

10桁の証券番号をご用意のうえ、保険金・給付金の受取人ご本人からご連絡ください。

お問合せは



ORIX

オリックス生命保険株式会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-2 大手町プレイス イーストタワー

TEL 03-3517-4300

<https://www.orixlife.co.jp/>

疾病・医療保険



※PDF版は認証紙に印刷された
認証印刷物データを使用して作成しています。